株式会社大光

第72回

定時株主総会招集ご通知

開 催 情 報

日時

2022年**8**月**17**日（水曜日）

午前10時30分（受付開始　午前９時30分）

場所

岐阜県大垣市万石二丁目31番地

大垣フォーラムホテル

３階　雲海の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目　次

■ 株主総会招集ご通知…… 1

■ 株主総会参考書類…… 6

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

■ 事業報告…… 15

■ 連結計算書類…… 35

■ 計算書類…… 46

■ 監査報告…… 55

◎新型コロナウイルス感染防止のため、**株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮いただきますよう**お願い申しあげます。

◎**株主総会終了後の試食会につきましては、取り止めとさせていただきます。**何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申しあげます。

株式会社大光

証券コード　3160

株 主 各 位

証券コード　3160
2022年８月2日

岐阜県大垣市浅草二丁目66番地
株　式　会　社　大　光
代 表 取 締 役 社 長　金森　武

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年８月16日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2022年８月17日（水曜日）午前10時30分（受付開始　午前９時30分）
2 場　　所	岐阜県大垣市万石二丁目31番地 **大垣フォーラムホテル　３階　雲海の間** （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　１．第72期（2021年６月１日から2022年５月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第72期（2021年６月１日から2022年５月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎書面やインターネットによる議決権行使の方法につきましては、４頁及び５頁並びにリーフレット「スマート行使®のご案内」の使い方をご覧ください。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.oomitsu.com）に掲載させていただきます。
◎当日は、役員及び係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止への対応

株主総会開催に際し、当社では株主の皆様の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染防止への対応について以下のとおりご案内いたします。

株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

株主様へのお願い

・新型コロナウイルス感染防止のため、**株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮いただきますよう**お願い申しあげます。

・**議決権行使につきましては、書面またはインターネットによる事前行使が可能**です。（詳細は4頁及び5頁並びにリーフレット「スマート行使®のご案内」をご参照ください。）是非ご活用ください。なお、行使期限は2022年８月16日（火曜日）午後５時30分到着分または受付までです。

・会場では株主様への検温を実施させていただきます。発熱や咳の症状がある方など、体調不良と見受けられる方は、**入場をお断りすることがあります**ので、あらかじめご了承ください。

・株主様のお座席は間隔を空けて配置いたします。**満席となった場合はご入場いただけないことがあります**ので、あらかじめご了承ください。

・当日ご出席の際は、**消毒液の使用とマスクの着用**についてご協力をお願い申しあげます。

当社の対応

・役員及び株主総会の運営スタッフは事前に検温を実施し、マスク着用で対応をさせていただきます。

・受付などの会場各所に消毒液を設置いたします。

・株主総会の円滑かつ迅速な議事進行により所要時間の短縮に努めます。

・株主総会終了後に実施しておりました**試食会につきましては、本年も取り止め**とさせていただきます。

株主総会当日までの感染拡大の状況などにより、対応を変更する場合があります。当社ウェブサイトに掲載いたします情報をご確認くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年8月17日（水曜日）
午前10時30分
（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年8月16日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



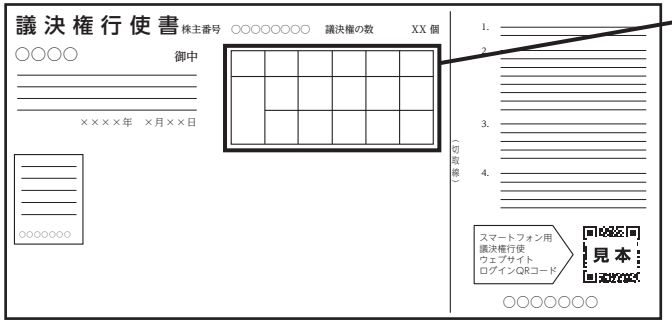
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年8月16日（火曜日）
午後5時30分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第１・２・４号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

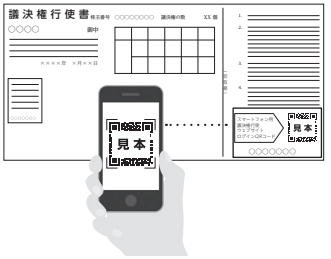
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

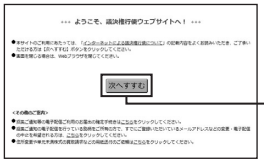
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

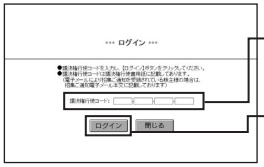
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としております。上記の方針に基づき、期末配当につきましては、今後の経営環境等を総合的に勘案して以下のとおり剰余金の処分をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金４円50銭といたしたいと存じます。この場合の配当総額は59,628,546円となります。

これにより、中間配当金４円50銭、期末配当金４円50銭となり、当期の年間配当金は前期と同様１株につき９円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2022年８月18日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴　執行役員制度の導入に伴う変更

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を志向し、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるようにするため、執行役員制度を導入します。これに伴い、執行役員に関する規定を追加するものであります。

①　変更案第15条及び第25条は、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、取締役社長としていたものを代表取締役に変更するものであります。

②　変更案第23条第３項は、取締役の役位の一部を執行役員の役位とするものであります。

③　変更案第33条は、執行役員に関する規定を設けるものであります。

⑵　株主総会資料の電子提供制度への対応に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款の一部を変更するものであります。

①　変更案第19条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②　変更案第19条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第１４条　（条文省略）	第１条～第１４条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（招集権者および議長） 第１５条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第１５条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第１６条～第１８条（条文省略）	第１６条～第１８条（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第１９条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第１９条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役、取締役会および執行役員
第２０条～第２２条（条文省略）	第２０条～第２２条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および会長）
第２３条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	第２３条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。	２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
３　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	３　取締役会は、その決議によって、取締役会長を定めることができる。
第２４条　（条文省略）	第２４条　（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長）	（取締役会の招集権者および議長）
第２５条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	第２５条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第２６条～第３２条（条文省略）	第２６条～第３２条（現行どおり）
	（執行役員）
（新設）	第３３条　取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。
	２　取締役会は、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。
第３３条～第４２条（条文省略）	第３４条～第４３条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（附則） 第１条　定款第１９条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である２０２２年９月１日（以下、施行日という。）から効力を生ずるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第１９条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から異論は無いとの報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	金森（かなもり）　武（たけし） (1963年7月28日生) 【再任】	1987年９月　株式会社松尾入社 1990年７月　当社入社 1994年６月　当社取締役社長室長 1996年８月　当社常務取締役 1997年８月　当社専務取締役 2000年８月　当社代表取締役社長（現任）	2,219,900株

（取締役候補者とした理由）

金森武氏は、1994年に当社の取締役に就任した後、2000年から当社の代表取締役社長を務めており経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営の牽引並びに取締役会での重要な意思決定及び監督機能強化に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2	倭（やまと）　雅美（まさみ） (1959年2月14日生) 【再任】	1983年４月　株式会社梅澤（現三井食品株式会社）入社 1986年４月　当社入社 1994年６月　当社営業部営業課長 1996年８月　当社取締役営業部長 1998年12月　当社常務取締役営業部長 2000年８月　当社専務取締役営業部長 2006年12月　当社専務取締役営業本部長兼第三営業部長 2007年８月　当社代表取締役専務営業本部長兼第三営業部長 2010年６月　当社代表取締役専務営業本部長兼第二営業部長 2011年６月　当社代表取締役専務営業本部長 2012年６月　当社代表取締役専務営業本部長兼第三営業部長 2013年８月　当社専務取締役営業本部長兼第三営業部長（現任）	272,000株

（取締役候補者とした理由）

倭雅美氏は、1996年に当社の取締役に就任した後、2006年から営業本部長を務めております。外商事業における業務で培われた見識及び経験により、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営並びに取締役会での重要な意思決定及び監督機能強化に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	金森 久（かなもり ひさし） (1968年1月17日生) 【再任】	1990年４月　株式会社十六銀行入行 1998年５月　当社入社 1998年７月　当社取締役 2000年８月　当社常務取締役 2006年12月　当社常務取締役第一営業部長 2010年６月　当社常務取締役アミカ事業本部長 2013年８月　当社専務取締役アミカ事業本部長（現任）	1,168,000株

（取締役候補者とした理由）

金森久氏は、1998年に当社の取締役に就任した後、2010年からアミカ事業本部長を務めております。外商事業及びアミカ事業における業務で培われた見識及び経験により、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営並びに取締役会での重要な意思決定及び監督機能強化に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4	秋山 大介（あきやま だいすけ） (1963年2月23日生) 【再任】	1994年６月　株式会社北村組専務取締役 2006年９月　当社入社 2006年12月　当社取締役業務部長 2009年８月　当社常務取締役管理本部長 2011年１月　当社常務取締役管理本部長兼総務部長 2018年４月　当社常務取締役管理本部長兼総務部長　購買本部管掌（現任）	68,000株

（取締役候補者とした理由）

秋山大介氏は、2006年に当社の取締役に就任した後、2009年から管理本部長を務めております。管理本部の業務で培われた見識及び経験により、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営並びに取締役会での重要な意思決定及び監督機能強化に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

5	小林 秀幸（こばやし ひでゆき） (1972年10月22日生) 【再任】	1996年４月　当社入社 2002年６月　当社小牧支店営業課長 2006年９月　当社経営企画室長 2013年８月　当社取締役営業本部副本部長兼第一営業部長（現任）	62,200株

（取締役候補者とした理由）

小林秀幸氏は、2006年に当社の経営企画室長に就任した後、2013年から取締役営業本部副本部長を務めております。経営企画及び外商事業の業務で培われた見識及び経験により、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営並びに取締役会での重要な意思決定及び監督機能強化に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	江良寿泰（えらひさやす） (1959年5月17日生) 【新任】	1983年４月　株式会社大垣共立銀行入行 2016年１月　同行総合企画部主任調査役 2021年９月　当社入社、管理本部副本部長兼経理部長（現任）	－株

（取締役候補者とした理由）

江良寿泰氏は、2021年に当社に入社後、管理本部副本部長を務めております。前職で得た金融・財務の知見に加え、管理本部の業務で培われた見識及び経験により、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営並びに取締役会での重要な意思決定及び監督機能強化に寄与できると判断し、新任の取締役候補者としております。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、当社及び子会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が支払限度額の範囲内で補填されます。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時にも同内容での更新を予定しております。
３．各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2022年５月31日）現在の株式数を記載しております。

【ご参考】

本総会において、第３号議案が原案どおり承認された場合の各取締役が有する主な専門性や経験（スキル・マトリックス）は以下のとおりです。

氏名	現在の当社における地位等	経営経験 社長経験	営業 ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	物流	小売	財務 会計	法務 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ	ﾘｽｸ ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ
金森　武	代表取締役社長	○	○	○	○			○
倭　雅美	専務取締役		○	○				
金森　久	専務取締役		○	○	○			
秋山　大介	常務取締役						○	○
小林　秀幸	取締役		○	○				
江良　寿泰	管理本部副本部長兼経理部長					○		
吉田　真司	取締役（常勤監査等委員）					○		
吉村　有人	取締役（監査等委員）					○		
前川　弘美	取締役（監査等委員）						○	

（注）本スキル・マトリックスは、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます藤澤浩氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案に関しましては、退任取締役に対する退職慰労金が当社の役員退職慰労金規程に基づき確定し、役員報酬等の内容の決定に関する方針に沿って取締役会で決定されることから、相当であると考えております。なお、監査等委員会から異論は無いとの報告を受けております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
藤澤　浩（ふじさわ　こう）	2007年８月　当社取締役（現任）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年６月１日から
2022年５月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状況で推移しました。2021年10月には、感染者数の減少に伴い緊急事態宣言等が解除され経済社会活動は正常化に向かいつつありましたが、2022年１月以降、感染力の強い変異株の影響から感染拡大が再燃しました。足元では、感染者数の減少に伴い景気の持ち直しが期待されておりますが、ロシア・ウクライナ情勢に起因する資源価格・原油価格の高騰に加え、急速な円安・ドル高が進行するなど、先行きは不透明な状況が継続しております。

当社グループの主要販売先である外食産業におきましては、政府及び地方自治体からの営業時間の短縮及び酒類提供禁止要請により休業する飲食店等が増加するなど、厳しい経営環境が継続しました。

このような環境のなか、当社グループはお客様や従業員の安全を第一に感染症対策を徹底するとともに、食を支える企業として安心・安全な商品提供に努めております。業務用食品等の卸売事業である「外商事業」においては、既存得意先との深耕を図るとともに、多様な外食産業に対する新規開拓に注力してまいりました。また、業務用食品等の小売事業である「アミカ事業」においては、新規店舗を開業するとともに、品揃えの充実化や営業活動の強化など、来店客数の増加に向けた取り組みを進めてまいりました。

両事業におきましては、収益性の向上を図るため、当社プライベートブランド商品である「Ｏ！Ｍａｒｃｈｅ（オーマルシェ）」、「プロの選択」や業務用食品販売事業者の共同オリジナルブランド商品である「ＪＦＤＡ（ジェフダ）」の販売強化と全社的な業務の効率化を継続して行ってまいりました。

さらに、水産品の卸売事業である「水産品事業」では、連結子会社である株式会社マリンデリカにおいて、既存得意先との深耕を図るとともに、輸出販売の推進や新規開拓の強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループの主要販売先である外食産業の経営環境の悪化を招き、当社グループにおきましても厳しい事業運営を強いられました。

この結果、当連結会計年度の売上高は556億92百万円（前期比2.9％増）、営業利益は１億37百万円（前期比42.4％減）、経常利益は２億32百万円（前期比41.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は17百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失４億41百万円）となりました。

なお、セグメントごとの販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第71期（自2020年６月１日 至2021年５月31日）		第72期（自2021年６月１日 至2022年５月31日）		増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
外商事業	31,752	58.7	33,042	59.3	1,290	4.1
アミカ事業	20,581	38.0	19,978	35.9	△603	△2.9
水産品事業	1,940	3.6	2,777	5.0	836	43.1
報告セグメント計	54,274	100.3	55,797	100.2	1,523	2.8
その他	15	0.0	15	0.0	△0	△2.9
セグメント間の内部売上高又は振替高	△156	△0.3	△120	△0.2	36	－
合計	54,133	100.0	55,692	100.0	1,559	2.9

（外商事業）

当事業におきましては、既存得意先との深耕を図るとともに、給食、病院、中食など幅広い業態への新規開拓に注力してまいりました。また、提案型営業を強化するため商品知識の向上に取り組むほか、業務の効率化による人件費の削減や物流費をはじめとした経費の抑制に取り組み、収益性の向上を図ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外食業態得意先における店舗休業や営業時間の短縮、外出自粛による来店客数の減少等から、当事業の売上高は増加したものの十分な回復には至っておりません。

この結果、外商事業の売上高は330億42百万円（前期比4.1％増）となりました。

（アミカ事業）

当事業におきましては、各店舗において、メーカーフェアー等の販売施策の展開や、ＳＮＳを活用した販促活動の強化、家庭内消費に適したアイテム拡充など、外食事業者から一般消費者まで幅広いお客様にご利用しやすい店舗運営に努めてまいりました。新規出店については、2021年６月に静岡清水店（静岡市清水区）を開業いたしました。

しかしながら、飲食店等における店舗休業や営業時間短縮、感染拡大に伴うイベント需要の減少、巣ごもり需要の落ち着きによる一般消費者の来客数の減少などから、当事業の売上高は減少しました。

この結果、アミカ事業の売上高は199億78百万円（前期比2.9％減）となりました。

なお、当連結会計年度末の店舗数は、愛知県・岐阜県を中心として48店舗であります。

（水産品事業）

当事業におきましては、連結子会社である株式会社マリンデリカにおいて、大手水産会社をはじめとする既存得意先との深耕を図るとともに、輸出販売の推進や新規開拓の強化に努めてまいりました。また、採算管理の徹底や経費抑制に取り組み収益改善に努めるとともに、外商事業及びアミカ事業と連携し当社グループの水産品ラインナップ強化を推進してまいりました。

この結果、水産品事業の売上高は27億77百万円（前期比43.1％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、４億18百万円であります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

アミカ事業	アミカ四日市店（移転）

⑶ 資金調達の状況

設備投資資金及び運転資金として、金融機関より長期借入金10億円を調達いたしました。

⑷ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第69期 (2019年５月期)	第70期 (2020年５月期)	第71期 (2021年５月期)	第72期 (当連結会計年度) (2022年５月期)
売上高　（百万円）	62,911	60,659	54,133	55,692
経常利益　（百万円）	704	473	395	232
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	415	218	△441	17
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	31円38銭	16円51銭	△33円33銭	１円30銭
総資産　（百万円）	18,793	16,565	16,185	17,918
純資産　（百万円）	4,700	4,766	4,348	4,247
１株当たり純資産額	354円71銭	359円75銭	328円19銭	320円56銭

（注）１．第72期につきましては、⑴　企業集団の事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第69期 (2019年５月期)	第70期 (2020年５月期)	第71期 (2021年５月期)	第72期 (当事業年度) (2022年５月期)
売上高　（百万円）	60,840	58,792	52,333	53,018
経常利益　（百万円）	698	470	387	191
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	416	219	△442	△４
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	31円41銭	16円55銭	△33円38銭	△0円32銭
総資産　（百万円）	17,738	15,194	14,761	16,574
純資産　（百万円）	4,703	4,764	4,347	4,240
１株当たり純資産額	354円94銭	359円54銭	328円11銭	320円00銭

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑸ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、販売先である外食産業において、新型コロナウイルス感染者数の減少に伴い経済社会活動の正常化が進む中で徐々に回復していくことが期待されております。

このような環境のなか、当社グループは各事業セグメントで課題に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

① 当社グループに共通した課題

当社グループの課題として、人材や商品力で他社と差別化することが重要であると考えております。

人材につきましては、当社グループの持続的な成長のため、次世代を担う人材の採用と育成が重要な経営課題であると位置づけております。優秀な人材の獲得を図り積極的な採用活動を展開していくとともに、ワークライフバランスの推進など従業員が活躍できる社内環境の向上を図ってまいります。また、それぞれの事業部門に応じた教育に取り組み、お客様に満足いただけるサービスを提供し、他社との差別化を図ってまいります。

商品力につきましては、当社プライベートブランド商品である「O！Ｍａｒｃｈｅ（オーマルシェ）」、「プロの選択」、業務用食品販売事業者の共同オリジナルブランド商品である「ＪＦＤＡ（ジェフダ）」の３種類の異なるプライベートブランドにより、価格・品質・健康志向・高齢者向けなど、顧客ニーズに適した商品開発に取り組み、外食チェーン、ホテル、レストラン、給食、中小規模外食事業者など、多様なニーズに対応することのできる商品提供に努めてまいります。

② 外商事業の課題

外商事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで回復していくことが期待されております。しかしながら、消費者のライフスタイルの変化から外食需要は減少傾向にあり、飲食店等の外食事業者においては、テイクアウトサービスやデリバリーサービスを強化するなど、ライフスタイルの変化に対応した取り組みが進められております。

当事業におきましては、このような環境変化に速やかに対応し、市場動向を把握するとともに、お客様の状況を理解し、最適な商品・サービスを提供していくことが重要であると考えております。そのため、日々、顧客情報を蓄積し顧客のニーズや状況変化に対応した提案営業に努めるほか、商品勉強会等を通じた専門的な商品知識の習得、コスト効率を勘案した物流体制の構築など、それぞれの取り組みを強化してまいります。また、業務の効率化による人件費の抑制や物流費をはじめとした経費の抑制などローコストオペレーションを追求し、収益性の向上に注力してまいります。

③　アミカ事業の課題

アミカ事業では、安定的な成長を実現していくために、継続的な新規出店と既存店舗の活性化が重要な課題であると考えております。

新規出店につきましては、東海地区における一層のドミナント化と他地区への販路拡大を図るとともに、出店候補地に対する市場調査の精度向上に努めてまいります。

当連結会計年度末の店舗数は48店舗となり、エリアごとに担当者を配置したエリア別管理により各店舗の状況把握、改善が速やかに対応できる体制としております。各店舗におきましては、品揃えの充実化や陳列・売場の見直し、試食展示会等を通じたお客様への提案営業などに取り組み、それぞれの地域で業務用食品スーパー№1をめざしてまいります。また、アミカ事業の特徴である顧客サービスを重視した直営店舗展開を推進するため、店長育成のみならず店舗従業員を対象とした商品勉強会を開催するなど人材育成に注力し、提供するサービスの向上を図ってまいります。

④　水産品事業の課題

水産品事業では、商品ラインナップの強化を進め、大手水産会社との取り組みをはじめとする優良得意先との継続的な取引を実行していくとともに、新規得意先の開拓など国内外への販路の拡大に注力し、事業基盤の確立を図ってまいります。利益面につきましては、販売品目・得意先ごとの採算管理の徹底、経費の抑制など、収益性の改善に向けた取り組みを一層強化してまいります。また、当社の外商事業及びアミカ事業と連携し、相乗効果を発揮することにより、当社グループの幅広いお客様の獲得につなげてまいりたいと考えております。

⑤　食品安全に関する課題

食品の安全性の確保や品質管理の徹底は、今後ますます外食産業に求められると考えております。

当社グループにおきましては、プライベートブランド商品の製造委託工場における衛生管理体制、品質管理体制の強化を図るとともに、賞味期限管理につきましても、商品管理の徹底により期限切れ商品の販売防止に取り組んでまいります。

今後におきましても、製造委託工場のチェック担当者の品質管理に対する知識向上を図った研修等の実施や、衛生管理、賞味期限管理など管理体制を一層強化することで、安全・安心を追求して消費者の皆様に十分な信頼をいただけるよう努めてまいります。

⑥　新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループは、お客様、取引先、従業員の安全を最優先と考え、従業員の体調管理の徹底、出張の制限や勤務形態の見直し、Ｗｅｂ会議の導入など、感染予防・感染拡大の防止に努めております。

今後も市場動向に注視し、状況変化に柔軟に対応した営業体制の整備等に努めるとともに、「食」を支える企業として社会的責任を果たすべく事業活動を継続してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑹ 企業集団の主要な事業セグメント　（2022年５月31日現在）

① **外商事業**
ホテル、レストラン、事業所給食等の外食産業に対する業務用食材及び資材等の卸売業

② **アミカ事業**
キャッシュアンドキャリー形式による、業務用食材及び資材等の小売業

③ **水産品事業**
水産品の卸売業

⑺ 主要な営業所　（2022年５月31日現在）

① **当社**
本社　　岐阜県大垣市

（外商事業）

名称	所在地	名称	所在地
本店	岐阜県大垣市	羽島物流センター	岐阜県羽島市
岐阜支店	岐阜県岐阜市	大阪営業所	大阪府茨木市
小牧支店	愛知県小牧市	東京支店	東京都中央区
彦根支店	滋賀県彦根市	横浜支店	横浜市青葉区
浜松支店	浜松市北区	千葉支店	千葉県習志野市

(アミカ事業)

名称	所在地	名称	所在地
アミカ物流センター	岐阜県安八郡	アミカ春日井店	愛知県春日井市
アミカ岐阜店	岐阜県岐阜市	アミカ豊明店	愛知県豊明市
アミカ大垣店	岐阜県大垣市	アミカ安城店	愛知県安城市
アミカ小牧店	愛知県小牧市	アミカ磐田店	静岡県磐田市
アミカ大曽根店	名古屋市北区	アミカ西尾店	愛知県西尾市
アミカ彦根店	滋賀県彦根市	アミカ中村井深店	名古屋市中村区
アミカ尾張旭店	愛知県尾張旭市	アミカ守山大森店	名古屋市守山区
アミカ長良店	岐阜県岐阜市	アミカ多治見店	岐阜県多治見市
アミカ各務原店	岐阜県各務原市	アミカ半田店	愛知県半田市
アミカ四日市店	三重県四日市市	アミカ大垣北店	岐阜県大垣市
アミカ瀬田店	滋賀県大津市	アミカ赤羽西口店	東京都北区
アミカ長浜店	滋賀県長浜市	アミカ中津川店	岐阜県中津川市
アミカ大須店	名古屋市中区	アミカ豊橋佐藤店	愛知県豊橋市
アミカ浜松店	浜松市北区	アミカ伊勢店	三重県伊勢市
アミカ可児店	岐阜県可児市	アミカ豊田店	愛知県豊田市
アミカ一宮店	愛知県一宮市	アミカ立川店	東京都立川市
アミカ港当知店	名古屋市港区	アミカ高山店	岐阜県高山市
アミカ岡崎店	愛知県岡崎市	アミカ岐阜真砂店	岐阜県岐阜市
アミカ堀田店	名古屋市瑞穂区	アミカ福井文京店	福井県福井市
アミカ豊橋店	愛知県豊橋市	アミカ掛川店	静岡県掛川市
アミカ東海名和店	愛知県東海市	アミカ浜松上浅田店	浜松市中区
アミカ豊川店	愛知県豊川市	アミカ静岡清閑店	静岡市葵区
アミカ緑浦里店	名古屋市緑区	アミカ飯田店	長野県飯田市
アミカ高針店	名古屋市名東区	アミカ静岡清水店	静岡市清水区
アミカ滋賀守山店	滋賀県守山市		

② **子会社**

株式会社マリンデリカ　　東京都中央区

⑻ 従業員の状況　（2022年５月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
外商事業	272　(35)	△13　(△1)
アミカ事業	237 (442)	△1　(12)
水産品事業	8　(−)	△2　(−)
全社（共通）	37　(1)	1　(−)
合　計	554 (478)	△15　(11)

（注）１．従業員数は就業人員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減(名)	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
546（478）	△13（11）	41.5	12.0

（注）　従業員数は就業人員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

⑼ 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社マリンデリカ	40百万円	100%	水産品の卸売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑽ 企業集団の主要な借入先の状況　（2022年５月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社大垣共立銀行	3,132
大垣西濃信用金庫	516
岐阜県信用農業協同組合連合会	273

2．株式の状況　（2022年５月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　　30,720,000株

⑵　**発行済株式の総数**　　13,450,800株　　（自己株式200,012株を含む）

⑶　**当期末の株主数**　　17,616名

⑷　**上位10名の株主**

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
金森　武	2,219,900	16.75
金森　久	1,168,000	8.81
大光従業員持株会	809,600	6.10
金森　智	720,000	5.43
株式会社大垣共立銀行	640,000	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	615,800	4.64
倭　雅美	272,000	2.05
株式会社トーカン	240,000	1.81
大光取引先持株会	189,800	1.43
株式会社十六銀行	160,000	1.20

（注）１．当社は、自己株式200,012株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
　　２．持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

3．会社役員に関する事項

(1)　取締役の状況（2022年５月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金森　武	
専務取締役	倭　雅美	営業本部長兼第三営業部長
専務取締役	金森　久	アミカ事業本部長
常務取締役	秋山大介	管理本部長兼総務部長　購買本部管掌
取締役	藤澤　浩	アミカ事業本部副本部長
取締役	小林秀幸	営業本部副本部長兼第一営業部長
取締役（常勤監査等委員）	吉田真司	
取締役（監査等委員）	吉村有人	吉村会計事務所代表　公認会計士
取締役（監査等委員）	前川弘美	セントラル法律事務所パートナー弁護士 株式会社スペース社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役（監査等委員）吉田真司氏及び吉村有人氏並びに前川弘美氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）吉田真司氏は、長年の銀行勤務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．取締役（監査等委員）吉村有人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識と豊富な経験を有するものであります。
４．取締役（監査等委員）吉村有人氏及び前川弘美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
５．取締役（監査等委員）吉田真司氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内における効率的な情報収集・情報共有、内部監査部門及び会計監査人との十分な連携を通じ、当社監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るためであります。

⑵　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。なお、被保険者は、保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が支払限度額の範囲内で補填されます。ただし、被保険者における不正行為や法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害等については補填されません。

⑷　取締役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議しており、その概要は以下のとおりとなります。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．当社取締役の報酬等は、月ごとに支払う基本報酬である固定報酬及び退任時に支払う退職慰労金のみで構成されております。

ロ．各取締役の固定報酬案は、会社の業績、各個人の業務評価等を勘案して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で代表取締役社長と常務取締役管理本部長が役員報酬規程及び役員報酬内規に基づき報酬額案を作成し、独立社外取締役が構成員である監査等委員会に報告します。

ハ．各取締役の固定報酬の決定は、監査等委員会の意見を踏まえ取締役会で行います。

ニ．退職慰労金については、株主総会の決議に従い取締役会で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	195	195	－	－	7
（うち社外取締役）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
取締役（監査等委員）	18	18	－	－	3
（うち社外取締役）	(18)	(18)	(－)	(－)	(3)
計	214	214	－	－	10
（うち社外役員）	(18)	(18)	(－)	(－)	(3)

(注) 1．上記には、2021年８月18日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）１名（うち社外取締役０名）を含んでおります。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年８月19日開催の第65回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、８名であります。
3．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年８月19日開催の第65回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、３名であります。
4．上記の基本報酬には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役（監査等委員を除く）22百万円、取締役（監査等委員）０百万円）を含めております。
5．上記の報酬のほか、2021年８月18日開催の第71回定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）１名（うち社外取締役０名）に対して、役員退職慰労金を支給しております。支給額には功労加算金497千円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）吉村有人氏は、吉村会計事務所の代表を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間に利害関係はありません。

取締役（監査等委員）前川弘美氏は、セントラル法律事務所のパートナー弁護士、株式会社スペースの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と当該各兼職先との間に利害関係はありません。

② **社外役員の主な活動状況**

	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役（常勤監査等委員） 吉　田　真　司	取締役会（17回開催）	17回出席
	監査等委員会（14回開催）	14回出席
	取締役会においては、社外取締役の立場から取締役会全体の実効性向上、執行役員制度の導入、グループガバナンスの改善等について、提言を行うとともに、長年の銀行勤務経験を生かし助言・提言を行う等、重要な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、会計監査人と双方向のコミュニケーションの充実を図り、内部監査部門と連携して、当社の監査を行うとともに役員の指名・報酬の決定過程における監督を果たしております。	
取締役（監査等委員） 吉　村　有　人	取締役会（17回開催）	17回出席
	監査等委員会（14回開催）	14回出席
	取締役会においては、社外取締役の立場から取締役会全体の実効性向上、執行役員制度の導入、グループガバナンスの改善等について、提言を行うとともに、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知識と豊富な経験を生かし助言・提言を行う等、重要な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、会計監査人と双方向のコミュニケーションの充実を図り、内部監査部門と連携して、当社の監査を行うとともに役員の指名・報酬の決定過程における監督を果たしております。	
取締役（監査等委員） 前　川　弘　美	取締役会（17回開催）	17回出席
	監査等委員会（14回開催）	14回出席
	取締役会においては、社外取締役の立場から取締役会全体の実効性向上、執行役員制度の導入、グループガバナンスの改善等について、提言を行うとともに、弁護士として、法令及び法務に関する専門的知識と豊富な経験を生かし助言・提言を行う等、重要な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、会計監査人と双方向のコミュニケーションの充実を図り、内部監査部門と連携して、当社の監査を行うとともに役員の指名・報酬の決定過程における監督を果たしております。	

③ **子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額**

該当事項はありません。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000 千円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000 千円

(注) 1．当社監査等委員会は、有限責任監査法人トーマツの報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し会社法第399条第１項に基づき同意しました。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び当社監査等委員会が定めた解任又は不再任の決定の方針により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5．会社の体制及び方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、方針を定めております。

概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制の確立に努める。

監査等委員会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性などに関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議は社内規程に基づき、議事録（電磁的記録を含む）を作成し、少なくとも10年間はこれを適切に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的リスク管理体制の確立に努め、事業運営上のリスク管理については、担当部門ごとにリスクチェックを行う。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする委員会を設置し、迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限にとどめることに努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月１回招集する定時取締役会、必要に応じて臨時招集する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を妥当かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、毎週１回経営会議を開催し、取締役会に提出する議案のほか、会社の経営全般に関する重要な事項及び法令等に基づいて必要とされる事項の審議及び意思決定を行う。

⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の確立に努めるとともに、その実効性の確保に努める。

内部監査室による内部監査により、不備があれば是正する。

⑥ 会社並びにそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る報告の体制

当社グループ全体での内部統制強化の観点から、グループ会社に役員を派遣し、グループ会社の取締役会にて業務執行及び事業状況の報告を受ける。また、グループ会社管理規程に基づきグループ会社の取締役会承認事項が事前に当社の経営会議に報告される。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を担当するリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議し、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、グループ会社管理規程に基づき、所管部門が指導を行うとともに、当社取締役等を派遣し、業務執行の監督及び監査を行う。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社がコンプライアンスに関する規程を制定、改定する際に指導、助言を行う。また、グループ会社を含めた全従業員にコンプライアンスマニュアルを配布し、遵守を徹底させる。

内部監査室は、グループ会社を内部監査の対象とする。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会から求めがあるときは、随時当社の従業員の中から適任者を配置する。

⑧ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査等委員会の職務を補助する従業員にかかわる人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査等委員会の承認を得ることとする。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役から指揮命令を受けないものとする。

⑨　当社及びグループ会社の取締役、監査役及び従業員が当社監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会規程の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。

取締役及び従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はその恐れのある事項を発見した場合にあっては、監査等委員会に対し速やかに当該事項を報告するものとする。

監査等委員会は、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役及び従業員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。

⑩　監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当該報告をした通報者に対する不利益な扱いを禁止し、その旨を内部通報に関する規程に明記する。

⑪　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払等を請求したときは、当該費用等が職務執行に必要ないと認められる場合を除き、当該費用等を負担し、速やかに処理する。

⑫　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、監査等委員会が取締役、従業員、内部監査室及び監査法人との間で積極的な意見及び情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士などの助言を受けることができる体制を整備する。

⑵ 当期における主な取組み

当事業年度においての業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組み状況

コンプライアンス意識向上のため、コンプライアンスマニュアルをグループ会社の従業員を含めた全従業員に配布し、グループ全体での不正等の防止を図りました。また、会社法等の法改正、コーポレートガバナンス・コード等に対応するため、外部の研修、セミナーに積極的に参加し、それらの情報は役員及び従業員に対し適時報告がなされております。2021年11月12日及び2022年５月16日にグループ会社の代表取締役も参加するコンプライアンス委員会を開催しました。また、不正行為・法令違反等を早期に発見・是正する体制として、内部通報窓口を社内及び社外に設けており、コンプライアンス体制の強化を図っております。

② リスクマネジメントに関する取組み状況

2021年11月12日及び2022年５月16日にグループ会社の代表取締役も参加するリスク管理委員会を開催しました。新たなリスクの洗出し及び既存リスクの再評価並びにリスクへの対応策について、審議及び評価を行いました。

③ 職務執行の適正及び効率性確保並びに当社グループ会社の経営管理に関する取組み状況

当事業年度において、取締役会を17回、取締役会に提出する議案のほか、会社の経営全般に関する重要な事項及び法令等に基づいて必要とされる事項の審議及び意思決定を行う経営会議を毎週１回開催し、迅速な意思決定を行いました。また、グループ会社管理規程に基づき経営指導を行ったほか、グループ会社に係る取締役会承認事項や業務の執行状況については当社の経営会議に報告がなされており、グループ全体における業務の適正の確保に努めました。

④ 監査等委員会の活動状況

当事業年度において、監査等委員会を14回開催し、法定事項のほか、当社グループ全体の監査・ガバナンス等に関する重要事項につき審議・協議・決定するとともに必要な情報交換を行いました。また、監査等委員会は、各種重要会議への出席、保存文書等の閲覧、子会社を含む取締役との面談、各部署への往査等、積極的な情報収集・意見交換を通じて、業務の適正を確保するための体制が適切に構築・運用されているか監査を行いました。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（2022年５月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	10,789,241
現金及び預金	282,763
受取手形	3,611
売掛金	5,008,765
有価証券	50,175
商品	4,266,682
貯蔵品	65,218
その他	1,114,006
貸倒引当金	△1,980
固定資産	7,128,817
有形固定資産	4,377,175
建物及び構築物	3,249,171
機械及び装置	311,526
土地	308,558
リース資産	262,394
その他	245,524
無形固定資産	23,188
投資その他の資産	2,728,453
投資有価証券	878,140
繰延税金資産	259,393
その他	1,603,653
貸倒引当金	△12,733
資産合計	17,918,058

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	10,091,259
支払手形及び買掛金	5,890,374
短期借入金	1,839,500
１年内返済予定の長期借入金	900,240
リース債務	52,001
未払法人税等	119,193
賞与引当金	225,970
ポイント引当金	25,354
その他	1,038,624
固定負債	3,579,189
長期借入金	1,950,006
リース債務	257,897
役員退職慰労引当金	298,591
退職給付に係る負債	428,385
資産除去債務	484,957
その他	159,350
負債合計	13,670,448
（純資産の部）	
株主資本	4,189,962
資本金	1,076,372
資本剰余金	980,171
利益剰余金	2,167,322
自己株式	△33,904
その他の包括利益累計額	57,647
その他有価証券評価差額金	69,721
繰延ヘッジ損益	△20,372
退職給付に係る調整累計額	8,299
純資産合計	4,247,610
負債純資産合計	17,918,058

連結損益計算書（2021年６月１日から2022年5月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	55,692,613
売上原価	44,807,133
売上総利益	10,885,480
販売費及び一般管理費	10,747,508
営業利益	137,972
営業外収益	196,008
受取利息	11,826
受取配当金	8,251
受取賃貸料	90,438
受取手数料	20,621
助成金収入	51,343
その他	13,526
営業外費用	101,030
支払利息	20,660
賃貸費用	69,111
固定資産除却損	2,173
その他	9,085
経常利益	232,950
特別損失	142,224
減損損失	67,974
投資有価証券売却損	3,233
投資有価証券評価損	71,016
税金等調整前当期純利益	90,725
法人税、住民税及び事業税	107,412
法人税等調整額	△33,975
当期純利益	17,289
親会社株主に帰属する当期純利益	17,289

連結株主資本等変動計算書

(2021年６月1日から2022年５月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年６月１日残高	1,076,372	980,171	2,269,290	△33,904	4,291,930
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△119,257		△119,257
親会社株主に帰属する当期純利益			17,289		17,289
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△101,967	－	△101,967
2022年５月31日残高	1,076,372	980,171	2,167,322	△33,904	4,189,962

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年６月１日残高	53,653	△823	3,961	56,791	4,348,721
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△119,257
親会社株主に帰属する当期純利益					17,289
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	16,067	△19,548	4,337	856	856
連結会計年度中の変動額合計	16,067	△19,548	4,337	856	△101,111
2022年５月31日残高	69,721	△20,372	8,299	57,647	4,247,610

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項
連結子会社の状況　　連結子会社の数　１社
連結子会社の名称　株式会社マリンデリカ

⑵　連結子会社の事業年度等に関する事項　　連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

⑶　会計方針に関する事項
①重要な資産の評価基準及び評価方法
イ．有価証券
その他有価証券　市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産
商　品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法
イ．有形固定資産　　定率法
(リース資産を除く)　　ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物（附属設備）及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	８～38年
機械及び装置	９～17年
その他	３～20年

ロ．無形固定資産　　定額法
(リース資産を除く)　　なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準
イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．ポイント引当金　　顧客へ付与したポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績に基づき、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額を見積計上しております。

二．役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、主に業務用食品等の販売を行っております。このような商品の販売については、商品に対する支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。

なお、収益は、取引の対価から値引き、割戻等を控除した金額で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準　　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準　　従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、センターフィーなどの顧客に支払われる対価について、従来は売上から減額しておりましたが、販売費及び一般管理費として処理する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は196,885千円減少し、売上原価は348,366千円減少しましたが、販売費及び一般管理費が151,481千円増加したことにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。
また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

３．会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損
⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
固定資産　　4,400,363千円
減損損失　　67,974千円
⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
①算出方法
当社グループは、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、支店、物流センター及び店舗を基本単位とし、また、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。本社費等の共通費については、その発生形態に関連した配賦基準を用いて支店、物流センター及び店舗ごとの損益に配賦し減損の兆候判定を行っております。また、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は、事業用定期借地契約に基づく賃借期間と主要な資産の経済的残存耐用年数を比較して決定しております。
固定資産の減損の兆候が識別された資産グループについては、取締役会で承認された事業計画に基づき割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。
②主要な仮定
割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、主として資産グループごとの事業計画を基に算出しております。当該事業計画には、新型コロナウイルス感染症の収束時期に関連した外商事業における得意先の状況、物流コストの発生状況、アミカ事業における周辺地域の競合店の状況、来店客数や客単価の見積り、人員数及び将来の設備投資の見積り等に一定の仮定を置いております。
なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期に関連した仮定については、新型コロナウイルス感染者数の減少に伴い経済社会活動の正常化が進む中で、これまでのように外食産業に対する営業自粛等の厳しい要請が出されず、一定の落ち着きを取り戻すものとしております。
③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
主要な仮定の１つである新型コロナウイルス感染症の収束時期に関連した仮定については、不確実性が高く、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼした場合は、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産
投資有価証券　126,665千円

担保に係る債務
支払手形及び買掛金　850,560千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　7,557,635千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	13,450,800株	－	－	13,450,800株
合計	13,450,800株	－	－	13,450,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
自己株式				
普通株式	200,012株	－	－	200,012株
合計	200,012株	－	－	200,012株

(3) 配当に関する事項
① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月18日 定時株主総会	普通株式	59,628	4.5	2021年5月31日	2021年8月19日
2021年12月23日 取締役会	普通株式	59,628	4.5	2021年11月30日	2022年2月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年8月17日開催の第72回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
・配当金の総額　59,628千円
・1株当たり配当金額　4.5円
・基準日　2022年 5月31日
・効力発生日　2022年 8月18日
なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取組方針
当社グループは、主にアミカ事業の拡大に伴う店舗出店の設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。
②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。
有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業及び金融機関の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに把握された時価が取締役会に報告されております。
借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。
また、営業債務である支払手形及び買掛金や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。
③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2022年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	909,893	909,893	－
資産計	909,893	909,893	－
⑴　長期借入金(１年内返済予定を含む)	2,850,246	2,851,306	1,060
⑵　リース債務(１年内返済予定を含む)	309,899	302,660	△7,238
負債計	3,160,145	3,153,967	△6,177

（注）なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額18,422千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	389,382	－	－	389,382
債券	－	197,850	－	197,850
資産計	389,382	197,850	－	587,233

（注）投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は322,659千円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金(１年内返済予定を含む)	－	2,851,306	－	2,851,306
リース債務(１年内返済予定を含む)	－	302,660	－	302,660
負債計	－	3,153,967	－	3,153,967

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定を含む）並びにリース債務（１年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

７．収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他(注)	合計
	外商事業	アミカ事業	水産品事業	計		
冷凍	18,188,804	7,007,803	2,676,332	27,872,941	－	27,872,941
チルド	3,338,155	2,480,263	－	5,818,419	－	5,818,419
ドライ	10,742,304	9,737,958	－	20,480,262	－	20,480,262
その他	768,882	734,552	2,357	1,505,792	15,197	1,520,990
顧客との契約から生じる収益	33,038,147	19,960,578	2,678,690	55,677,415	15,197	55,692,613
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	33,038,147	19,960,578	2,678,690	55,677,415	15,197	55,692,613

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業を含んでおります。

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ⑶ 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
①契約資産及び契約負債の残高等
当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。
②残存履行義務に配分した取引価格
当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

8．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	320 円 56銭
1株当たり当期純利益	1 円 30銭

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2022年５月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	9,452,625
現金及び預金	109,598
受取手形	3,611
売掛金	4,387,383
有価証券	50,175
商品	3,098,395
貯蔵品	65,218
前渡金	18,892
前払費用	130,211
関係会社短期貸付金	993,000
その他	838,629
貸倒引当金	△242,490
固定資産	7,121,704
有形固定資産	4,375,387
建物	3,147,516
構築物	101,655
機械及び装置	311,526
工具、器具及び備品	243,737
土地	308,558
リース資産	262,394
無形固定資産	23,100
ソフトウエア	18,112
商標権	474
その他	4,513
投資その他の資産	2,723,216
投資有価証券	878,140
関係会社株式	0
出資金	40
関係会社長期貸付金	200,000
破産更生債権等	231
長期前払費用	108,640
繰延税金資産	254,226
その他	1,494,419
貸倒引当金	△212,481
資産合計	16,574,330

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	8,844,781
支払手形	37,107
買掛金	5,826,267
短期借入金	700,000
１年内返済予定の長期借入金	900,240
リース債務	52,001
未払金	841,945
未払費用	42,850
未払法人税等	92,833
賞与引当金	221,164
ポイント引当金	25,354
その他	105,016
固定負債	3,489,311
長期借入金	1,850,006
リース債務	257,897
退職給付引当金	440,040
役員退職慰労引当金	297,058
資産除去債務	484,957
その他	159,350
負債合計	12,334,092
（純資産の部）	
株主資本	4,170,516
資本金	1,076,372
資本剰余金	980,171
資本準備金	980,171
利益剰余金	2,147,876
利益準備金	70,000
その他利益剰余金	2,077,876
別途積立金	300,000
繰越利益剰余金	1,777,876
自己株式	△33,904
評価・換算差額等	69,721
その他有価証券評価差額金	69,721
純資産合計	4,240,237
負債純資産合計	16,574,330

損益計算書（2021年6月1日から2022年5月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	53,018,674
売上原価	42,466,437
売上総利益	10,552,236
販売費及び一般管理費	10,568,926
営業損失（△）	△16,689
営業外収益	305,787
受取利息	13,540
受取配当金	8,251
受取賃貸料	90,438
受取手数料	21,034
貸倒引当金戻入額	111,069
助成金収入	48,156
その他	13,296
営業外費用	97,499
支払利息	17,044
賃貸費用	69,111
固定資産除却損	2,173
その他	9,170
経常利益	191,598
特別損失	142,224
減損損失	67,974
投資有価証券評価損	71,016
投資有価証券売却損	3,233
税引前当期純利益	49,373
法人税、住民税及び事業税	80,236
法人税等調整額	△26,602
当期純損失（△）	△4,261

株主資本等変動計算書

（2021年６月1日から2022年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年６月１日残高	1,076,372	980,171	980,171	70,000	300,000	1,901,394	2,271,394	△33,904	4,294,034
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△119,257	△119,257		△119,257
当期純損失（△）						△4,261	△4,261		△4,261
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△123,518	△123,518	－	△123,518
2022年５月31日残高	1,076,372	980,171	980,171	70,000	300,000	1,777,876	2,147,876	△33,904	4,170,516

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年６月１日残高	53,653	53,653	4,347,687
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△119,257
当期純損失（△）			△4,261
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	16,067	16,067	16,067
事業年度中の変動額合計	16,067	16,067	△107,450
2022年５月31日残高	69,721	69,721	4,240,237

１．重要な会計方針

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式		移動平均法による原価法
その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

②棚卸資産

商　品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物（附属設備）及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～38年
構築物	10～30年
機械及び装置	９～17年
工具、器具及び備品	３～20年

②無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑷　引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ポイント引当金

顧客へ付与したポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績に基づき、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額を見積計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑸ 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に業務用食品等の販売を行っております。このような商品の販売については、商品に対する支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。

なお、収益は、取引の対価から値引き、割戻等を控除した金額で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑹ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、センターフィーなどの顧客に支払われる対価について、従来は売上から減額しておりましたが、販売費及び一般管理費として処理する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は196,955千円減少し、売上原価は348,366千円減少しましたが、販売費及び一般管理費が151,411千円増加したことにより、営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損
⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額
　　固定資産　　4,398,488千円
　　減損損失　　67,974千円
⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
　　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記「３．会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

４．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		
投資有価証券		126,665千円
担保に係る債務		
買掛金		850,560千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　7,552,786千円

⑶　関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,020千円
短期金銭債務	7,931千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	4,750千円
仕入高	97,408千円
営業取引以外の取引高	2,129千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項	普通株式	200,012株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
減損損失	162,661千円
会員権評価損	12,062
関係会社株式評価損	12,117
未払事業税	11,621
貸倒引当金	136,127
賞与引当金	66,172
退職給付引当金	131,660
役員退職慰労引当金	88,879
資産除去債務	147,951
その他	83,627
繰延税金資産小計	852,882
評価性引当額	△505,851
繰延税金資産合計	347,030
（繰延税金負債）	
資産除去債務に対応する除去費用	△62,135
その他有価証券評価差額金	△30,669
繰延税金負債合計	△92,804
繰延税金資産の純額	254,226

8．関連当事者との取引に関する注記

⑴　子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱マリンデリカ	直接100.0%	商品の仕入及び販売 役員の兼任	債務保証（注）3	100,000	－	－
				資金の貸付（注）1	7,977,000	関係会社短期貸付金（注）2	993,000
						関係会社長期貸付金（注）2	200,000
				利息の受取（注）1	1,716	流動負債その他	52

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．資金の貸付につきましては、市場金利等を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2．子会社への短期貸付金に対し240,752千円、長期貸付金に対し200,000千円の貸倒引当金を計上しております。

3．子会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

⑵　役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主の近親者	金森 勤	(被所有)直接 0.01%	当社名誉会長	報酬の支払（注）1	11,820	－	－
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	小林生麺㈱（注）2	(被所有)直接 0.46%	商品の仕入及び販売	商品の仕入（注）3	24,814	買掛金	2,156

（注）1．報酬額につきましては、名誉会長として経営全般に関する助言のほか、業界内での社外活動等に対する対価として協議の上、決定しております。
2．当社取締役　小林秀幸氏の近親者が議決権の過半数を有する会社であります。
3．商品の仕入及び販売に係る価格決定については、市場価格を参考にしております。

9．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記「7．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10．　1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　　320 円　00 銭
1株当たり当期純損失（△）　　△0 円　32 銭

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年７月13日

株式会社　大　光
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト ー マ ツ
名　古　屋　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢野　　直
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤　貴俊

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大光の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年７月13日

株式会社　大　光
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト ー マ ツ
名　古　屋　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　矢野　　直

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　伊藤　貴俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大光の2021年6月1日から2022年5月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年６月１日から2022年５月３１日までの第７２期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年７月２０日

株式会社大光　監査等委員会

常勤監査等委員　吉　田　真　司　㊞

監査等委員　吉　村　有　人　㊞

監査等委員　前　川　弘　美　㊞

（注）監査等委員３名は全員、会社法第２条第１５号及び第３３１条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：岐阜県大垣市万石二丁目31番地
大垣フォーラムホテル　3階　雲海の間
TEL 0584－81－4171



・当日は、ＪＲ東海道本線「大垣駅」南口より午前９時30分、９時50分、10時00分に出発予定のバスを用意しておりますので、ご利用ください。
・お車でお越しの方は、当会場（大垣フォーラムホテル）の駐車場をご利用ください。
ＪＲ東海道本線「大垣駅」より車で約15分
ＪＲ東海道新幹線「岐阜羽島駅」より車で約20分
名神高速道路「大垣IC」より車で約20分
名神高速道路「岐阜羽島IC」より車で約20分
名神高速道路「安八スマートIC」より車で約15分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK